

## 企業取引における生保金融業務の多様化について

### 1. はじめに

生保会社は戦後から今日に至るまで、長期信用銀行、信託銀行と並ぶ3大長期金融機関として発展を遂げてきた。その間、環境変化に対応し、漸次運用規制の見直し、緩和が図られてきたが、金融の自由化、国際化が進展する中で、金融機関を代表する銀行との業務格差が拡大する方向にある。この傾向は、ことに企業ファイナンスの面で顕著に現われている。

そこで、金融制度の変革期を迎えようとする現状のもとで、生保会社の企業取引分野における金融業務多様化の必要性について、私見を述べてみたい。

### 2. 生保会社における資産運用の位置付け

はじめに生保事業と資産運用の関係について概観する。

近代的な生保事業にあっては、支払保険料は毎年の金額が同額となるよう平準化された「平準保険料方式」が採用されている。そこで生保会社には、収納された保険料の中から、将来の保険金・年金支払いに充当するための「責任準備金」が全保険期間を通じて蓄積されていくことになる。

この平準保険料は前払保険料としての性格をもち、受領後の運用により利殖されることを前提に、あらかじめ一定の予定利率で割引かれている。その利率は将来の長期にわたる金利変動を考慮して、安全率を見込んだ水準に設定されている。

保険商品のこうした技術的特殊性から、生保会社の運用には次の二点が要請されてくる。第一は責任準備金を自己資本や内部留保と合せ、少くとも予定利率以上の利回

表一 1 生保会社の負債・資本構成(S62年度)  
(単位、億円、%)

	金 額	構成比
保険契約準備金	740,224	93.4
責任準備金	699,020	88.2
支払備金	3,413	0.4
契約者配当準備金	37,792	4.8
業法第86条準備金	3,480	0.4
その他負債	20,831	2.6
負債合計	764,536	96.5
基金または資本金	225	0.0
法定準備金	85	0.0
剰余金	27,739	3.5
資本合計	28,048	3.5
負債・資本合計	792,584	100.0

(資料) 生命保険協会 調べ。

りで運用する必要があること、第二は運用利回りと予定利率の差から生じる利差益を、配当を通じて契約者に還元し、実質保険料負担の軽減に努めることである。

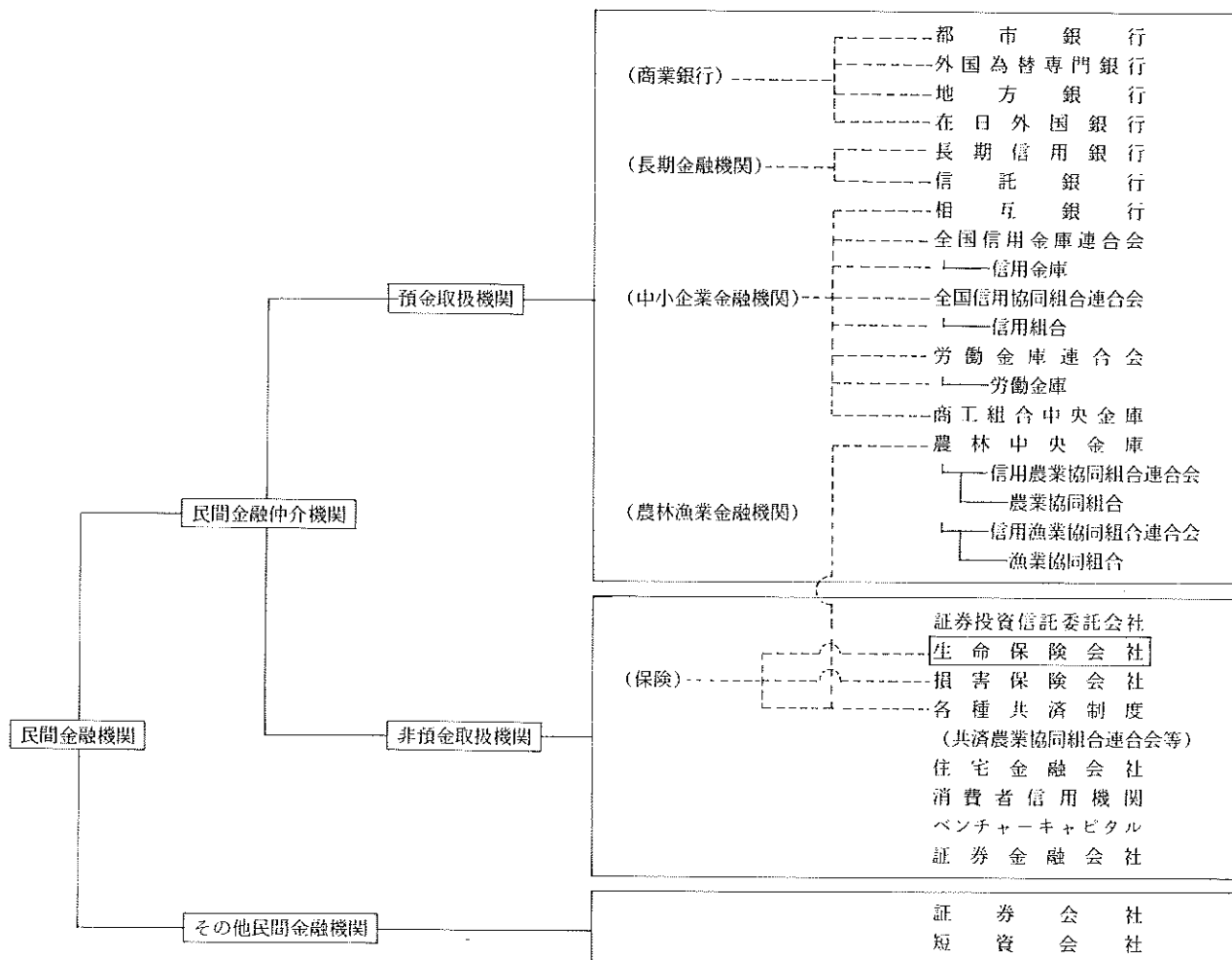
換言すれば、生保会社の資産運用は生命保険という商品の構成要件に組み込まれた本源的業務であり、運用に当っては、①保険契約上の最低限の保障責務を履行するための「支払能力(ソルベンシー)の確保」と②実質保険料負担の軽減による「契約者利益の拡大」を実現するため、安全性と収

益性が基本原則として求められる。

また、負債・資本構成上、責任準備金が9割近くを占め（表－1）、保険契約の大宗が期間10年超の長期にわたることから、保有資金の超長期性が生保資金の特徴となっている。

一方、生保会社は金融機関の分類の中では「非預金取扱いの金融仲介機関」として位置付けられている（図－1）。従って、金融機関としての立場からは、銀行同様資金の円滑な流れの介在者として、国民経済の発展に貢献することが要請されている。

図－1 民間金融機関の分類



(資料) 日本銀行金融研究所「我が国の金融制度」

ことに生保事業の発展に伴い、生保会社の金融資産の蓄積が進むにつれ、国民経済の中で果すべき役割の重要性が増しており、業界全体として80兆円にのぼる資金の効率運用が問われている。

こうした運用原則を法制面から担保するために、生保会社の運用行為に対してはさまざまな規制が課されている。

法規制の体系について若干付言すると、大別して①保険業法、同施行規則及び財産利用方法書を通じた運用規制と、②各種の主務省通達、指導等によって業務範囲が規定されている。

業法は財産利用方法書を免許事業の基礎書類の一つとして規定するにとどめ、運用規制の基本的枠組みは施行規則に委ねている。施行規則は第18条で運用対象資産の種類を、また第19条で運用割合の制限を規定し（表－2）、細目については大蔵省銀行局長通達に従って生保各社が作成する財産利用方法書（但し、全社同一内容）を通じて規定する取り扱いとなっている。

表－2 保険業法施行規則（抜粋）

<p>②前項ノ規定ノ適用ニ付テハ第三号乃至第五号ノ方法ニ依リ利用スル金額ハ之ヲ通算ス</p> <p>六 同一物件ヲ担保トスル貸付 二十分ノ一</p> <p>五 同一銀行ニ対スル預金又ハ同一信託会社ニ対スル信託 十分ノ一</p> <p>四 同一人ニ対スル貸付 十分ノ一</p> <p>三 同一会社ノ社債及株式ノ所有並ニ之ヲ担保トスル貸付 十分ノ一</p> <p>二 不動産ノ所有 十分ノ二</p> <p>一 株式ノ所有 十分ノ三</p>	<p>〔財産利用割合の制限〕</p> <p>第十九条 保険会社ガ其ノ財産ヲ利用スルニハ総資産ニ対シ左ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ</p>	<p>〔財産利用方法の制限〕</p> <p>第十八条 保険会社ハ左ノ方法ニ依ルノ外其ノ財産ヲ利用スルコトヲ得ズ</p> <p>一 国債、地方債、特別ノ法令ニ依リ設立シタル法人ノ債券、社債又ハ株式ノ所有</p> <p>二 外国ノ国債、地方債、社債又ハ株式ノ所有</p> <p>三 前二号ニ掲グル有価証券ヲ担保トスル貸付</p> <p>四 不動産ノ所有</p> <p>五 不動産又ハ法令ニ依リ設定シタル財団ヲ担保トスル貸付</p> <p>六 船舶ヲ担保トスル貸付</p> <p>七 公共団体ニ対スル貸付</p> <p>八 保険約款ノ規定ニ依ル貸付</p> <p>九 郵便貯金又ハ銀行預金</p> <p>十 信託会社ニ対スル金銭又ハ有価証券ノ信託</p> <p>十一 其ノ他大蔵大臣ノ認可ヲ受ケタル方法</p>
---	--	--

財産利用方法書は、文字通り生保会社の保有資産の運用方法について定めたものであり、その他の金融業務、運用細則等については、後者の通達、指導によって行われ、言謂、実体的監督主義のもとで行為全般が監督下に置かれている。

### 3. 金融機関としての性格

生保会社の活動実態をみると、戦後の経済復興及びその後の高度経済成長のもとで、長期産業資金供給の担い手として、かつ株式市場における大手投資家としての役割を担ってきた。

S30年以降、S48年の第一次オイルショックを契機とした安定成長期への移行までの間、一時的な景気後退はあったものの、ほぼ一貫した高度成長のもとで、企業は旺盛な資金需要をもっぱら間接金融に依存してきた。（S50年度末の企業の外部資金調達に占める長短借入金比率は79.3%にのぼる。）（表－3）

表－3 企業の外部資金調達動向（残高構成比）

＜大企業＞ (単位、%)

年度	※ S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	S61
借入金	(47.4)	54.4	62.6	70.7	75.5	70.5	62.3	60.8
短期借入金	(24.5)	26.0	31.5	31.6	35.0	35.1	34.6	33.7
長期借入金	(22.9)	28.4	31.1	39.1	40.5	35.4	27.7	27.1
社債	(5.7)	11.3	8.4	7.9	8.4	10.8	14.7	16.0
株式	(47.0)	34.3	28.9	21.4	16.0	18.7	22.9	23.2
外部調達合計	(100.0)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※S30年度は、中堅企業を含む。

＜中堅企業＞ (単位、%)

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	S61
借入金		68.3	75.2	82.5	88.5	88.8	91.1	92.0
短期借入金		38.3	40.0	37.9	38.9	46.3	53.7	54.4
長期借入金		30.0	35.2	44.6	49.6	42.5	37.4	37.6
社債		0.9	0.2	0.1	0.1	0.2	0.3	0.4
株式		30.8	24.6	17.4	11.3	11.0	8.6	7.6
外部調達合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

＜中小企業＞ (単位、%)

	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	S61
借入金	62.3	75.1	81.5	86.3	80.5	81.3	92.5	92.6
短期借入金	50.8	56.9	54.9	54.1	41.0	40.3	44.5	46.5
長期借入金	11.5	18.2	26.6	32.2	39.5	41.0	48.0	46.1
社債	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	4.9	0.0	0.0
株式	37.6	24.8	18.5	13.6	19.4	13.8	7.5	7.4
外部調達合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

- (注) ○大企業 - 資本金10億円以上  
 ○中堅企業 - 同 1億円以上10億円未満  
 ○中小企業 - 同 1億円未満  
 ○「株式」は、資本金と資金準備金の合計

(資料) 大蔵省 法人企業統計年報

この中で生保会社は増加資金のほぼ6割前後を企業貸付に振り向け、S40年代にはその資産構成比は6割近くを占め、生保資産運用の中核業務として位置付けられてきた(表-4)。

また、①貸付の大宗(95%程度)は長期貸付であり、大企業向け設備資金の供給に重点を置いてきたこと、②それによって長期金融分野では長信銀、信託銀行に次ぐ地位を占めてきたこと、③東京、大阪、その他一部大都市の営業拠点を中心とする典型的な本部集中型の運用体制をとってきたこと等、保険販売におけるリテール性とは対照的なホールセール性を有していることが特徴としてあげられる。

表－４ 生保会社の資産運用動向（残高構成比）

（単位、％）

年度	S30	S35	S40	S45	S50	S55	S60	S62
現 預 金	3.7	1.3	1.1	1.0	1.3	1.7	11.6	11.9
貸 付	48.6	61.6	61.9	67.1	67.9	59.8	45.3	36.1
企業貸付	40.5	54.1	54.0	58.8	58.4	43.9	28.6	22.5
個人貸付	—	—	—	1.6	4.1	9.6	9.5	6.4
海外融資	—	—	—	—	—	2.0	3.5	4.2
約款貸付	8.1	7.5	7.9	6.7	5.4	4.3	3.7	3.0
有 価 証 券	33.3	24.6	24.0	21.8	21.7	30.4	35.2	44.1
国内株式	29.6	22.7	21.1	19.6	18.1	17.2	15.1	19.7
国内債券	3.2	1.5	2.9	2.2	3.5	10.6	11.3	11.3
外国証券	—	—	—	—	0.1	2.5	8.7	12.4
不 動 産	10.3	10.0	10.8	8.8	7.9	6.3	5.9	5.7
総 資 産	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注） 企業貸付には公社公団等貸付を含む。

（資料）生命保険協会 調べ。

## ＜企業向け貸付金の規模別分類（残高構成比）＞

（単位、％）

年度	S40	S45	S50	S55	S60	S62
大 企 業	92.4	88.4	69.7	57.8	53.7	50.8
中堅企業	7.6	11.6	18.3	12.1	13.2	13.1
中小企業			12.0	30.1	33.2	36.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）○大 企 業 - 資本金10億円以上

中堅企業 - 大企業、中小企業以外

中小企業 - 資本金1億円以下、従業員300人以下

○企業区分変更のためS55年度以降は、それ以前と連続しない。

（資料）生命保険協会 調べ。

貸付を除くその他の運用分野では、株式投資、不動産投資がこれに続くものとして位置付けられ、株式投資に関しては、インフレヘッジの観点から毎年安定的な投資を継続し、株式市場の拡大に貢献してきた。

このように、生保会社は高度成長期を通じ、大手投資家としての側面を併せもつ、ホールセール型の長期金融仲介機関として、特徴をかたちづくってきた。

しかし、その後の金融自由化・国際化の進展によって、運用構造にも大きな変化が生じてきている。

即ち、中核業務としての貸付は、S50年度末の資産残高67.9％がS62年度末には36.1％へと半減、この間、中堅中小企業貸付の推進、海外円建シンジケートローンの実施（S52年）、消費者ローンの実施（S53年）等、貸付の多様化を積極的に推進してきたが、S61年度末には証券投資との比率が逆転するまでに低下してきている。

一方、証券投資は、証券化・国際化の中で急速にそのウェイトを高め、S62年度末には44.1%を占めているに至っている。(現預金勘定に含まれる金銭信託を含めると、その比率はさらに上昇。また、内容的にも、従来の株式投資主体の運用から、国内債投資の拡大、外債投資の積極化(S55年以降)、証券投資におけるトレーディング運用の重視等、多様化、効率化が図られている。)

また、生保会社の運用は、証券投資を通じ、証券化と国際化がオーバーラップするかたちで進行している点に特徴を有し、外貨建資産についても外債投資を中心に、20%近い水準まで上昇してきている。

このようなポートフォリオの著しい変化、即ち、貸付占率の低下と市場性資産、外貨建資産の増大は、生保会社収益の不安定性を高める結果となり、①証券投資の一層の効率運用と適切なリスク管理の重要性とともに、②貸付をはじめとする安定収益資産、あるいは安定収益源拡大の必要性、ことに企業ファイナンス分野における業務領域の拡大を通じた、安定的かつ総合的な取引基盤拡充の必要性を、新たな経営課題として生起させてきている。

#### 4. 運用を取り囲く環境変化

以上、生保会社の運用動向を概観してきたが、この間の運用を取り囲く環境変化として次の点を指摘することができる。

第一は資産運用に対する質的要請の変化であり、第二は運用市場の急速な構造変化である。

前者の意味するところは、安全性をベースに置きつつも、より収益性を重視する方向への要請が、一段と強く求められてきている点にある。

即ち、S14年の現行保険業法が制定された当時は、業法施行規則が貸付に対し厳格な担保主義をとっていることから類推できるように、生保会社の経営基盤の脆弱性に鑑み、ソルベンシーの確保(契約者保護)に運用の最大の力点が置かれていた。

しかし、その後の保険契約高の順調な伸びに支えられ、生保会社の経営基盤も確立し、近年では①個人の金融資産に占める保険のウェイト増大、②貯蓄資産に対する金利選向の高まり、③高齢化社会における老後保障ニーズの高まり等を背景に、運用の効率化を通じた契約者の実質負担軽減(契約者利益の拡大)が、より重視される傾向にある。

こうした収益性重視の要請は、過去数次にわたる保険審議会答申でも指摘されてきたところであり、S60年5月にまとめられた直近の答申では、後述の金融自由化・国際化への対応とも合せ、①経営効率を反映した保険料率の設定や契約者配当の実現、②利益還元の充実を図る上での、資産運用の多様化、効率化の推進と、運用面におけ

る適時適切な規制の見直しの必要性を喚起している。

後者の金融構造変化に関しては、①S48年以降の2度にわたるオイルショックを契機とした安定成長への移行、それに伴う企業の資金需要の低迷と企業活動の国際化、②S50年以降の国債の大量発行を契機とする金利自由化の進展と国債流通市場の拡大、③S55年12月の外為法改正による内外資金移動の活発化、④S59年5月の日米円ドル委員会以降の一連の金融自由化措置等を背景に、金融の自由化・国際化が急テンポで進行してきている。

これに伴い、企業の資金調達構造も大きく変化し、生保会社の中核業務である長期貸付分野は、金融機関相互の競合の高まりとも合いまって、狭隘化の度合いを強めている。

(表-3)にみられるように、企業の外部資金調達構成は、資本市場からの調達が比較的制限されている中堅・中小企業分野では、借入依存体質に大きな変化はみられないが(但し、長短借入別にみると、中小企業分野では長期借入の堅調な伸びがみられるが、中堅企業分野では長期借入から短期借入への大幅なシフトが起っている)、大企業分野では借入占率、ことに長期借入占率の低下が著しく、これに代って資本市場からの調達が急増している。(言謂、調達面における証券化の流れ)

また、調達面におけるその他の特徴的变化は、海外ないし外貨による調達の急増と調達手段多様化の動きである。

国際化の流れは、借入でのインパクトローンの伸長(表-5)、海外での起債の急増(表-6)等に顕著に現われている。起債面に関しては、S57~58年から海外での起債が急増し、S60年には海外が国内を上回る状況となり、S62年に国内転換社債の著増により海外占率の低下をみたが、基調としての国際化の流れを変えるものではない。

表-5 企業のインパクトローンの借入推移  
(単位、億ドル、%)

年	短期	伸率	中長期	伸率	合計	伸率
S53	—	—	15	—	15	—
S54	5	—	20	33.3	25	66.7
S55	29	5.8倍	41	2.1倍	70	2.8倍
S56	550	19.0倍	26	▲36.6	576	8.3倍
S57	2,017	3.7倍	45	1.7倍	2,062	3.6倍
S58	2,732	35.4	44	▲2.2	2,776	34.6
S59	4,053	48.4	47	6.8	4,100	47.7
S60	5,029	24.1	74	57.4	5,102	24.4
S61	7,372	46.6	155	2.1倍	7,527	47.5
S62	11,599	57.3	251	61.9	11,849	57.4

(資料)大蔵省 国際金融局年報

表-6 企業の証券調達動向（構成比）

（単位、％）

年	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62
国内証券	83.3	76.8	73.4	76.2	70.4	53.9	55.2	49.7	54.2	63.5
社債	53.7	48.2	38.4	35.1	38.6	35.4	37.3	38.8	48.0	48.5
普通社債	44.0	37.2	34.9	26.9	27.0	15.5	14.9	9.8	12.2	7.4
W B	—	—	—	0.4	1.0	0.2	0.3	0.2	1.5	0.3
C B	9.7	11.1	3.5	7.8	10.6	19.7	22.2	28.8	34.3	40.8
増資	29.7	28.6	35.0	41.1	31.8	18.4	17.9	10.9	6.3	15.1
外国証券	16.7	23.2	26.6	23.8	29.6	46.1	44.8	50.3	45.8	36.5
社債	16.4	22.5	22.8	19.3	26.7	44.2	43.9	50.0	45.7	36.2
普通社債	4.9	4.8	5.7	2.3	8.9	15.5	11.3	24.1	16.4	8.7
W B	—	—	—	—	2.4	3.1	8.4	10.6	25.8	24.5
C B	11.6	17.8	17.1	17.1	15.4	25.6	24.2	15.4	3.6	3.1
D R	0.2	0.7	3.8	4.4	2.9	2.0	0.9	0.3	0.0	0.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）大蔵省 国際金融局年報

一方、調達手段の多様化については、（表-7）のとおり、短期調達分野、長期調達分野ともに、調達形態、通貨、調達場所の別を問わず、多様化が進んでいる。

特に外債の分野では、ユーロ市場を中心に、債券種類の多様化、スワップ手法の利用による表示通貨の多様化等、発行者の多様なニーズに対応した商品の開発・導入が進められてきている。（為替スワップ債、円ヘッジ債、ハイクーポン債、変動利付債、カレンシーコンバージョン債等。）

こうした証券化、国際化、多様化傾向は、為替、スワップ、先物、オプションといった新金融手法とも結びついて、今後とも一層複雑・高度化の様相を強めていくものと予想される。

こうした現象を単純図式化すれば、企業取引を規定するファクターが、従来の「経営資源（店舗、人員、ノウハウ等）+資金量」から、今日では「経営資源+業務範囲」へと転換していると言えよう。（端的に言えば、従来生保が国内で果たしてきたファイナンスを、現在はユーロで証券現法が代替している。）

伝統的な調達手段のもとでは、金融機関のファイナンスは、基本的に企業の資金需要の「量」に比例した動きを示すものであったが、多様な調達手段の出現は、伝統的な調達手段を選択肢の一つに後退させている。

その結果、多様な調達手段の提供が認められる機関と認められない機関の格差を拡大させ、単一的な手段の提供者は、運用の不安定性、取引基盤の脆弱性、金融リスクに対する総合的な管理・対応能力の低下にさらされている。



表-7 企業の調達手段の多様化

		借入調達	証券調達	その他の調達
短期	伝統的手段	短期借入 手形割引 現地外貨借入		保証借入（債務保証） 手形振出（手形引受） 借入有価証券 現先
	手段の多様化	短期インパクトローン（S55/12自由化） 短期ユーロ円借入（S59/6）		CP発行（S62/11）
長期	伝統的手段	長期借入	増資 普通社債 転換社債 （従来型私募債）	保証借入（債務保証）
	手段の多様化	中長期インパクトローン（S55/12自由化）	外債（S55/12自由化） 海外預託証書（同上） ワラント債（S56/10） ユーロ円債（S59/4） 大型私募債（S62/7）	

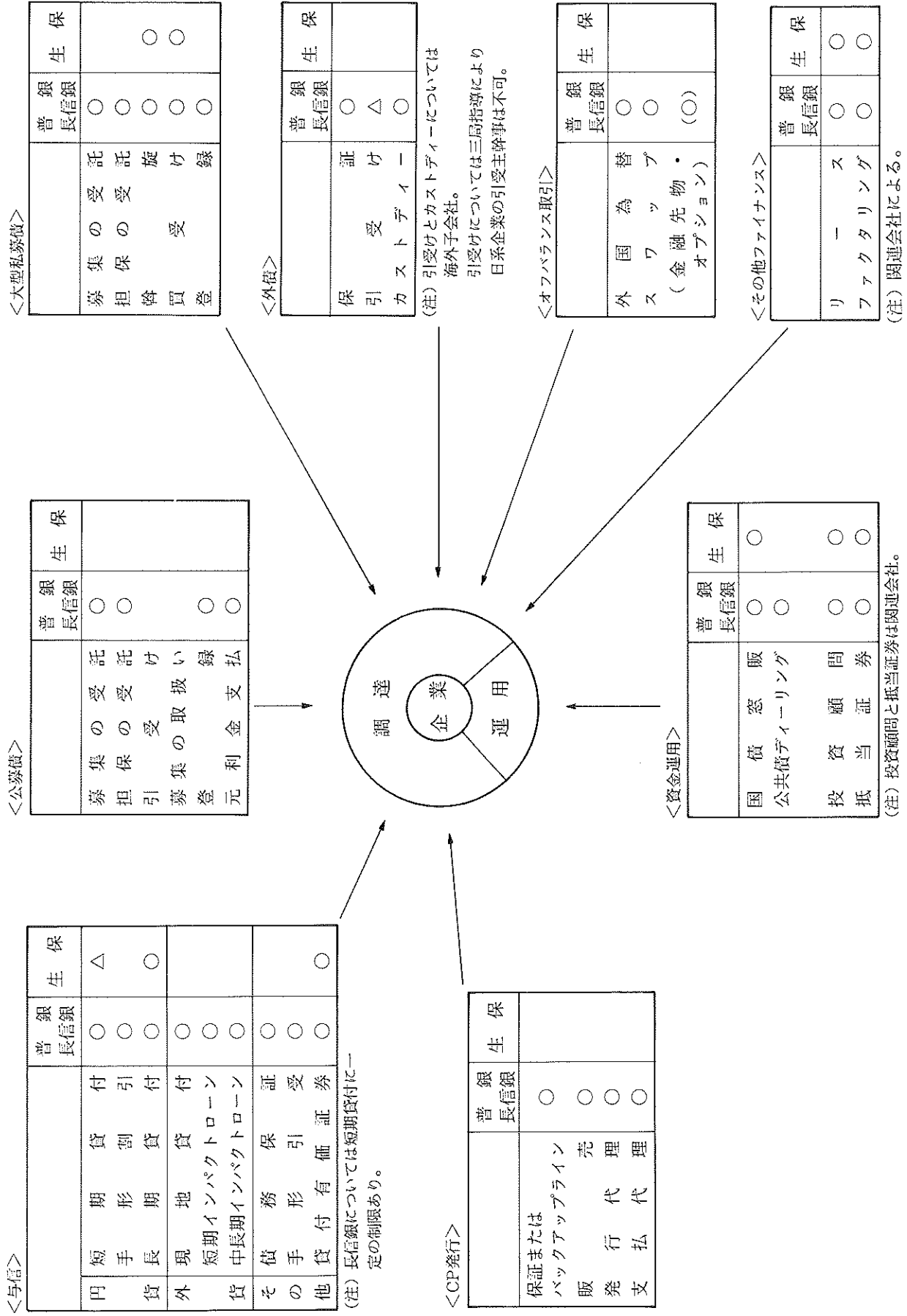
尚、近年の企業活動の中で、もう一つの認識すべき事項は、資金運用重視の姿勢である。安定成長への移行とともに、企業は財務収支改善の一環として、余資運用の拡大・多様化を積極化しており、企業との取引を円滑かつ総合的に進めていくためには、運用面に対する機能提供も看過できない課題と言えよう。

### 5. 金融機能多様化の必要性

近年の環境変化のもとで、企業ファイナンスに対する金融機関の対応をみると、生保会社の業務拡充に対する制限的取り扱いが目立ち、金融自由化・国際化の時代において、銀行と比べ機能面での立ち遅れが顕著となっている。

（図-2）のように、①与信業務に関しては、銀行は円貨・外貨を問わず原則として全ての与信業務が可能であり、CP発行に関しても保証業務、販売業務等を通じ、企業との関係強化が図り得ることに対し、生保会社は基本的に長期貸付主体の営業展開にとどまり、かつ外貨貸付についても原則不可となっている。②また、国内の起債業務に関しても、銀行は募集の受託、担保の受託、登録業務等を通じ、大型私募債、従来型私募債については全ての業務を、また公募債については発行事務代行、発行助成機能や、債権・担保管理面から企業ファイナンスへの対応を図り得ることに対し、

図一 2 企業取引における金融機能比較



生保会社は大型私募債の斡旋・買受け、従来型私募債の買受けにとどまる。③さらに、海外での起債業務に関しては、銀行は三局指導のもとで本邦系企業に対する引受主幹事が制限されているものの、機能的には海外証券子会社を通じ、また保証業務、為替・スワップ業務については銀行本体として企業取引の推進を可能としている。(この分野については、生保会社は一切関与できない。)④その他、銀行は先の金融先物取引法の制定において金融先物取引の取次ぎ業務が認められ、調達・運用商品の高度化を支える新たな手段を獲得した他、公共債ディーリングを通じ、資金運用面からも厚みのある取引を可能としている。

生保会社の業務多様化の範囲、あるいは多様化の形態(本体あるいは子会社等)については、我が国金融制度のあり方とも関連する問題であり、さらに議論を要しよう。しかし、生保会社が金融仲介機関として、より一層の機能発揮を行っていくためには、現在の制限的状況を改善していくことが不可欠の要件と言える。

そこで、業務多様化の方向性、論点といったところについて若干触れてみたい。

第一に、業務の多様化に当っては、必要性、遂行能力(ノウハウ、リスク対応能力)、社会的要請(市場の拡大・活性化、顧客利益の増進等)等が判断要件として求められようが、この点につき生保会社をみると、

- ①必要性については既述のとおり、金融構造変化に対応した事業基盤の確立であり、その目的とするところは、運用収益の安定的拡大による契約者利益の増大にある。
- ②遂行能力に関しては、生保会社は伝統的に貸付業務、投資業務を本来業務として、内部体制の拡充を図ってきた。従って、与信判断、債権・担保管理等、与信業務全般に対するノウハウの蓄積は進んでおり、かつ証券関連業務についても精通したものを有している。またリスク対応能力の面でも他金融機関と遜色のない状況にあると判断できよう。
- ③国民経済的には、生保会社の参画は各種の市場に厚みを増し、市場の活性化につながることで、生保会社の取引先企業に対する金融サービスの充実が図られること、生保資金の有効配分を促進すること等が期待できよう。

一例をあげるならば、生保業界が要望している公共債ディーリング業務は、生保会社の証券投資業務の延長線上にあり、不特定多数の顧客を取引相手とする証券業務を通じ、売買量の増大と売買収益の増加が可能となる。

また、業者間売買占率の高い流通市場の多様化、拡大を通じ、公共債の安定消化にも貢献しうるものであり、資金量、ノウハウの面からも、現在の信用金庫まで含めた200行を超えるディーリング認可行と比べ、何ら劣るところはないと言えよう。

第二は、普通銀行と長信銀との業法上の差異に関するものである。

(表-8)にみられるとおり、長信銀は、①与信業務に関しては債務保証、手形引受が固有業務として(普銀は付随業務)、②投資業務に関しては証券投資が固有業務として(同、付随業務)、③証券発行業務に関しては公共債シ団引受、公共債窓販、公社債の募集の受託がいずれも固有業務として(同、付随業務)、④また、営業としての証券売買業務に関しては公共債ディーリングが付随業務として(同、証券業務)規定されている。これらの与信・証券関連業務が普銀に比べ固有業務あるいは、より固有業務に近い付随業務として位置付けられている背景には、もともと長信銀が長期金融専門機関として投資銀行的機能を有している点が考慮されたものと考えられる。

表-8 普銀、長信銀、生保の本体業務

		区分	普銀(銀行法)	区分	長信銀(長信銀法)	生保
受信業務		◎	預金、定期積金	◎ ◎	金融債 預金、定期積金	保険、年金
与信業務	資金を伴うもの	◎ ◎	貸付 手形割引	◎ ◎ ◎	長期貸付 手形割引 (短期貸付)	長期貸付 (短期貸付)
	資金を伴わないもの	○ ○ ○	債務保証 手形引受 貸付有価証券	◎ ◎ ○	債務保証 手形引受 貸付有価証券	貸付有価証券
	その他	○	代理貸付	○	代理貸付	
	為替業務	◎ ◎	内国為替 外国為替	◎ ◎	内国為替 外国為替	
投資業務		○ ○	投資目的による有価証券売買 金銭債権の取得・譲渡	◎ ○	投資目的による有価証券売買 金銭債権の取得・譲渡	投資目的による有価証券売買 金銭債権の取得・譲渡
債券発行業務		○ △ △ ○ ○	公社債の募集の受託 担保付社債信託業務 社債登録業務 公共債のシ団引受け 公共債窓販	◎ △ △ ◎ ◎	公社債の募集の受託 担保付社債信託業務 社債登録業務 公共債のシ団引受け 公共債窓販	国債のシ団引受け 国債窓販
債券売買業務		△	公共債ディーリング	○	公共債ディーリング	
証券取次ぎ業務		○	書面による取次ぎ	○	書面による取次ぎ	
サービス業務		○ ○ ○ △	金銭の収納、事務取扱い 保護預り 両替 宝くじに関する業務	○ ○ ○	金銭の収納、事務取扱い 保護預り 両替	
不動産投資業務			(営業用不動産の一部賃貸)		(営業用不動産の一部賃貸)	不動産の所有

(注) ◎は固有業務、○は付随業務、△は証券業務または他業。

このような長期金融機関にとっての業務構成要件と業法上の位置付け(機能としての固有性)は、長信銀同様、長期貸付を中核業務とし、ホールセール性の強い生保会社の業務範囲を規定する規範として、多くの示唆を与えるものと考えられる。

最後に、生保会社の運用面におけるホールセール性に鑑み、昨年12月、金融制度調査会制度問題研究会がまとめた報告書「専門金融機関制度のあり方について」が、金融機関の業務区分について「ホールセール業務とリテール業務」という新たな概念を導入している点について言及しておきたい。

報告書によれば、リテール業務とは、主として個人を対象とした小口取引であり、一般に幅広いネットワークによって特徴づけられる。

また、受信面からは、国民各層より預金その他の第一次的な金融資産を預かる業務であり、預金者保護等の観点から、公的規制が強く要請される業務として位置付けられる。

これに対し、ホールセール業務とは、大企業、中堅企業、機関投資家、政府等を対象とした大口取引であり、金融市場、資本市場での取引に重点が置かれる。

この分野においては、市場のグローバル化、金融資産の証券化が共通の現象としてみられ、金融機関は資金需要者、投資家の多様な調達・運用ニーズを、いかに的確かつ短時間に結びつけるかが競争の成否を決定することになり、金融機関の業務も、銀行業務、証券業務等可能な限り広範な業務を臨機応変に組み合わせ、徹底した効率性が追求される。

従って、取引の性格もいわば専門家同士の取引（プロの世界）という性格を有し、そこには当事者双方の自己責任原則が求められ、規制面からも市場原理に多くを委ね、国際的な共通性が求められる業務分野として位置付けられる。

こうした業務区分からのアプローチは、金融の同質化によって、金融機関自体に一律の規制を課すことの困難性が増しつつあることから、ホールセール業務、リテール業務等、その営む業務に対し、異なる監督・指導理念のもとで、新たな競争条件の整備と金融行政の適正化を図っていく一つの考え方の現われとみることができよう。

同時に、生保会社がホールセール業務を遂行していく上では、広範な業務の確保が必然であることの左証とも言えよう。

（尚、ホールセール業務ないし大口市場取引という概念を、規制・監督体制に導入した例として、報告書は英国の金融サービス法をあげている。その他、業務内容に応じ、一つの金融機関を異なる行政機関が監督する例としては、カナダの保険監督体制にもみられる。カナダでは、保険販売面に関しては州政府が、また運用規制等ソルベンシーに関しては連邦政府が管轄する二元監督体制が敷かれており、これによって業務内容に応じた指導・監督が図られている。）

## 6. おわりに

以上みてきたとおり、金融の自由化・国際化は、金融を利用するユーザーの行動をより市場原理に即したものと変化させ、生保会社の有する金融機能と顧客ニーズとのギャップを拡大させる結果となってきた。

これは生保会社の金融業務が、契約者から付託された信託的財産の運用に、その基本的目的を置いてきたという歴史的背景によるところが大であると思われる。将来的にも金融業務の基本は、あくまでこの信託的財産の効率運用に置かれることに変わりはないが、運用効率の実現は、金融構造変化への対応なくしてあり得ないと言えよう。

生保会社の金融資産も年々蓄積が進み、また、高齢化社会の到来を控え、利益還元の充実に対する要請は益々高まっていくことが予想される。一方、国民経済的にも、蓄積された資金の有効配分が重要性を増していくものと考えられる。生保会社がこうした要請に応えていくためにも、金融構造変化への柔軟な対応を可能とする金融業務の多様化が望まれるところである。

(金融研究部：佐々木孝雄)